

広島県告示第九百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年十一月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島白木線	東広島市志和町志和堀字安田三三七番四地先から 東広島市志和町志和堀字和田五六八番二地先まで	平成二十一年一〇月二十九日